

派遣費基準

意思疎通支援の内容	報酬		旅費
	派遣時間1時間まで	派遣時間が1時間を超える場合、その超える30分まで毎に	
手話通訳	2,500円	1,250円	備考8, 9, 10により算出した額の範囲内で適当と認める額
要約筆記者(手書き)	2,500円	1,250円	
要約筆記奉仕員(手書き)	1,250円	625円	
要約筆記者(パソコン)	2,700円	1,350円	
要約筆記奉仕員(パソコン)	1,450円	725円	

備考

- 1 上記料金には、消費税及び地方消費税の額を含む。
- 2 派遣時間について、1時間を超える場合は超過30分毎に報酬の額を算定する。
(例)超過時間30分未満の場合、30分として算定。超過時間31分以上60分未満の場合、1時間として算定。
事前準備のため手話通訳は開始30分前要約筆記は1時間前に現地入りする。
- 3 上記派遣経費及び旅費に派遣者の調整や報酬の支給等にかかる事務費、役務費等として、派遣業務1件につき1,000円を加算した額を委託費とする。(キャンセルの場合も事務費は発生する)
- 4 意思疎通支援時間が1時間以上の場合は、30分ごとに時間単価の半額を加算して計算する。
- 5 派遣時間は、待ち合わせ又は打合せの開始時間から意思疎通支援の終了までの時間とする。
- 6 午後10時から翌日の午前6時までの深夜での派遣についての報酬の額は、表に定める単価に100分の150を乗じて得た単価をもって算定する。
- 7 派遣場所が遠方等で派遣者の自宅から支援の業務を行う場所まで公共交通機関等での通常の移動時間で片道1時間を超える場合は、1時間を超える時間について報酬単価の100分の50を評価する。
- 8 公共交通機関を利用する場合の旅費は、派遣者の自宅の最寄り駅から支援の業務を行う場所の最寄り駅までの往復に要する料金とする。
- 9 自家用車を使用する場合は、派遣者の自宅から支援の業務を行う場所までの往復走行距離とし料金の算定に当たっては1リットル170円で、1リットル当たり10キロメートル走行したものと計算する。
- 10 高速道路及び有料駐車場を利用した場合は、領収証を添付の上請求する。
- 11 意思疎通支援の業務時間により次の派遣人員を基本として派遣人員を決定する。
手話通訳 1時間以上2時間未満 2人以上 要約筆記 1会場 4人(基本)
2時間以上 3人以上
- 13 その他、必要な事項は和歌山県聴覚障害者情報センター所長と協議する。